

らしんばん



いずみ 栄立ち通信21

2024年度 第3号

発行責任者 平井 誠敏

編集責任者 羽根 祥充

〒466-0059

名古屋市昭和区福江3丁目5番10号

自立援助ホーム慈泉寮内

就労支援事業 サポートいずみ

TEL (052) 881-7583

FAX (052) 881-7583

E-mail sp.izumi2012@gmail.com

<https://syoutokukai.or.jp/izumi>

皆さんが施設等を栄立ち一人暮らしを始めてから、早や1年がたとうとしています。これまで、困ったことはなかったでしょうか？

今回は、身近な生活に関する事で、最近話題になったことのなかからいくつか取り上げてみることにします。

マイナンバーカードと健康保険証が一体化されました ~マイナ保険証~

昨年の12月2日に、マイナンバーカードが健康保険証に一体化されたことは知っていることと思います。

このことにより、これから病気やけがで医療機関にかかる時どうすればいいのを見てください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには(マイナ保険証)

まず、マイナンバーカードを健康保険証として登録する必要があります。医療機関等の顔認証付きカードリーダーからでもできます。登録ができれば、医療機関等でカードリーダーにマイナンバーカードを置いて受付します。

これまでの健康保険証はいつまで使えるの？

今持っている健康保険証に有効期限が書いてあるものは、そのときまでになります。有効期限が書いていないものは、最長で今年(令和7年)の12月1日までとなります。

新しい健康保険に加入するときはどうなるの？

これまでの健康保険証は発行されません。マイナンバーカードを保険証として使用しない場合は資格確認書が交付されます。これまでの保険証と同じように使えます。

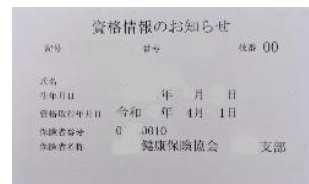
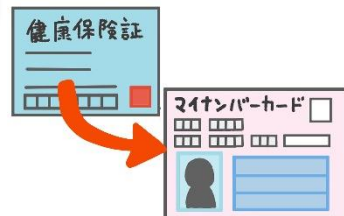
「資格情報のお知らせ」が送られてきましたが、これは何ですか？

マイナ保険証が機械のトラブルなどで使えないときに、マイナ保険証とともに見せます。マイナ保険証とともに持っているといいと思います。

マイナンバーカードと運転免許証も一体化されます ~3月24日から~

今年の3月24日から開始されます。この日以降に免許証を取得する人や、すでに持っている

(裏面もあります)



る人は更新の時の参考にしてください。

警視庁のホームページにアップされている情報では、3月24日以降の免許証の持ち方は、次の3通りになります。

1 運転免許証のみ

これまで通り、マイナンバーカードと一体化しないで運転免許証を持つことができます。

2 マイナ免許証のみ

マイナンバーカードと運転免許証を一体化し、これまでの運転免許証を持たないことができます。

3 マイナ免許証と運転免許証の2枚

マイナンバーカードと運転免許証を一体化し、これまでの運転免許証を持つこともできます。



すでに免許証を持っている人や3月24日より前に免許証を取る人は、次の更新時期以降もマイナンバーカードと一体化しないでもいいのですね。ただし、手数料はこれまでより高くなるようです。

また、次の免許証の更新時期がかなり先なので早くマイナンバーカードと一体化したい場合は、更新時期以外でも予約制でできるとのことです。

詳しいことは、これから警視庁のホームページでお知らせがあるようなので、今後のために見るようにしましょう。

自転車の「ながらスマホ」の罰則が強化されました

昨年の11月から、自転車運転中にスマートフォンなどを使用する「ながら運転」（「ながらスマホ」）の罰則が強化されました。

以前は、5万円以下の罰金でしたが、

- ①自転車運転中に「ながらスマホ」をすると、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ②「ながらスマホ」で事故を起こすなどすると、1年以下の懲役または30万円以下の罰金と、なります。

ちなみに、傘さし運転やイヤホンなどの運転も禁止されています(5万円以下の罰金)。危険な運転につながりかねないので、絶対にやめましょう。

酒気帯び運転の罰則もできました。



以前は、アルコールの影響で正常な運転ができない状態で運転する「酒酔い運転」が対象でしたが、酒気帯び運転をすると3年以下の懲役または50万円以下の罰金、飲酒運転をするおそれがある者に酒類や自転車を提供したりすることも同程度の罰則対象となります。

これから20歳になる人も絶対にしないようにしてくださいね。

